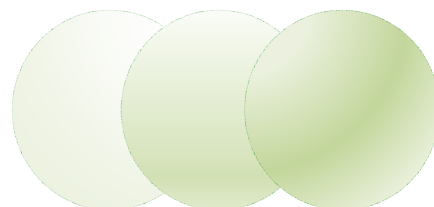


美唄市コンパクトシティ構想 概要版

1. 目的	P 1
2. 美唄市コンパクトシティ構想の位置付け	P 1
3. 構想の期間	P 2
4. 構想の対象区域	P 2
5. 現状と課題	P 3
6. 基本方針と具体的な進め方	P 5
7. 土地利用	P 7
8. 道路	P 9
9. 公園緑地	P 11
10. 都市景観	P 12
11. 生活環境	P 13
12. まちなか居住	P 13
13. 立地適正化計画への取組み	P 14

平成30年3月

美唄市



1. 目的

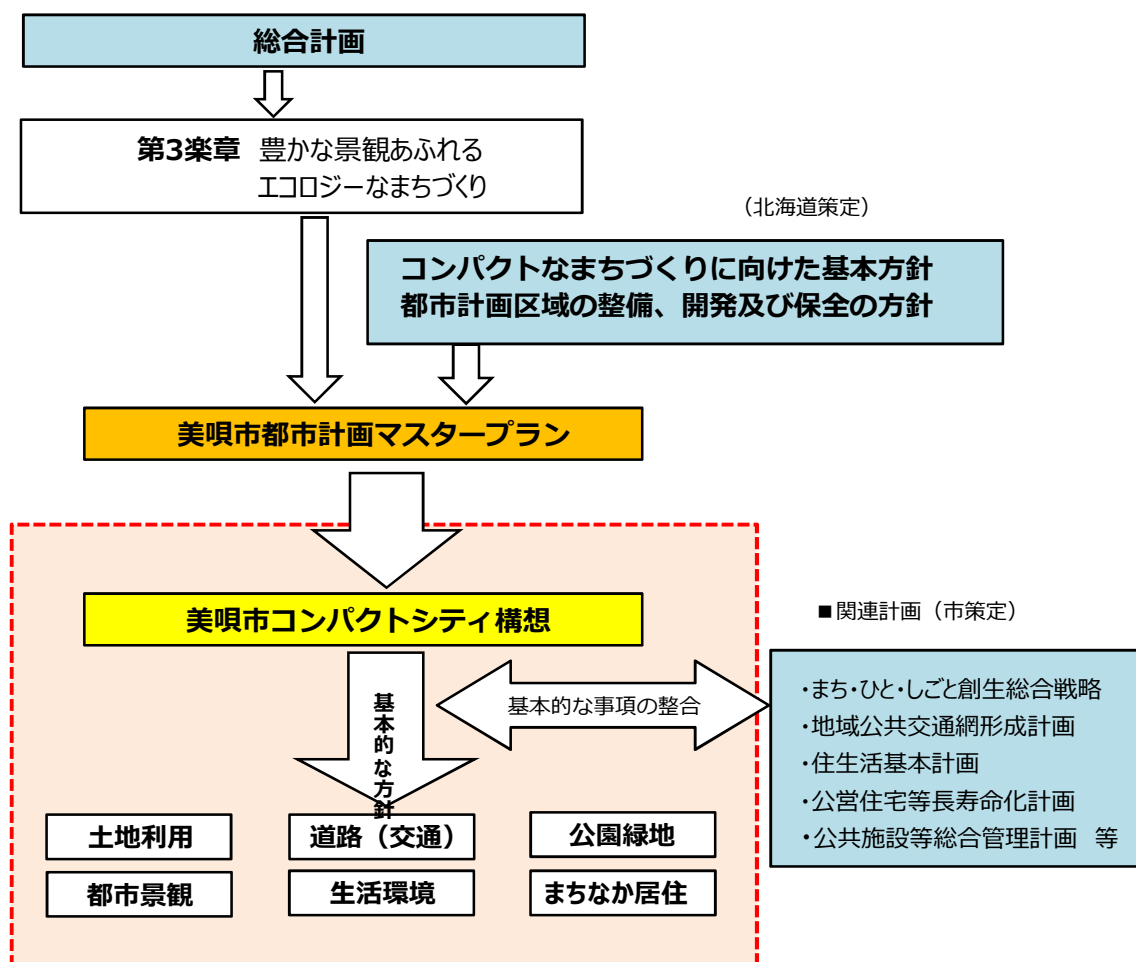
美唄市（以下「本市」という。）においては、かつての炭鉱産業から一転し、農工一体の産業構造を目指したまちづくりを進めてきたものの、その後の人口減少や少子高齢化、更には、車社会の進展による市街地中心部における購買力の低下といった中心市街地の空洞化等により、都市構造そのものを見直さなければならない局面を迎えています。特に、中心市街地の空洞化は、まちの賑わいや活気が低迷するだけでなく、商店街の消費にも影響を与えるため、市内経済そのものの活性化への大きな課題となっています。

このような状況を踏まえ、本市にとって持続可能な成長を支えるためのこれからのまちづくりとして、本市に必要な都市機能と公共サービスを集約させ、地域の活性化と生活利便性の向上及び経営コストの効率化を図りながら、少ない人口であっても市民生活の満足度が高められるような、「賑わいを創出」した「魅力あるコンパクトなまちづくり」の骨子案として「美唄市コンパクトシティ構想（以下「本構想」という。）」の策定を行います。

2. 美唄市コンパクトシティ構想の位置付け

本構想は、都市計画マスタープランの下に位置付けます。

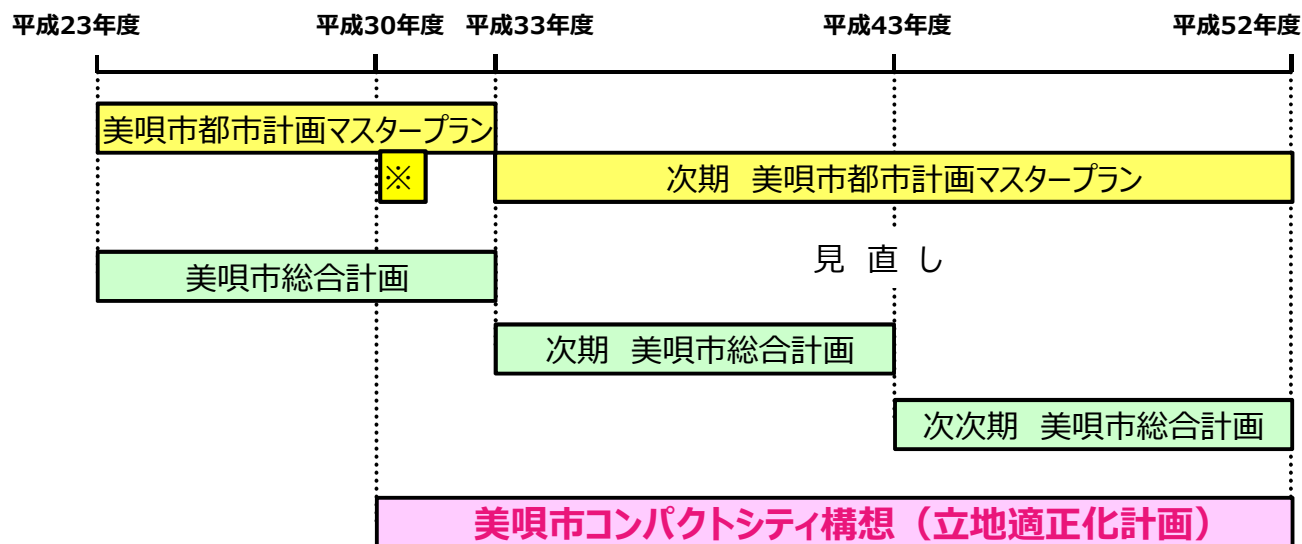
図2-1 本構想の位置付け



3. 構想の期間

本構想は、平成30年度を基準年とし、平成52年度（西暦2040年）までの23年間を実施期間とします。

図3-1 構想の期間



※用途地域見直しに関する都市計画マスタープラン部分変更を実施

4. 構想の対象区域

本構想は、都市計画マスタープランの下に位置付けられるため、本構想の対象区域は、都市計画マスタープランの対象区域を基本とします。

図4-1 都市計画区域と用途地域区域



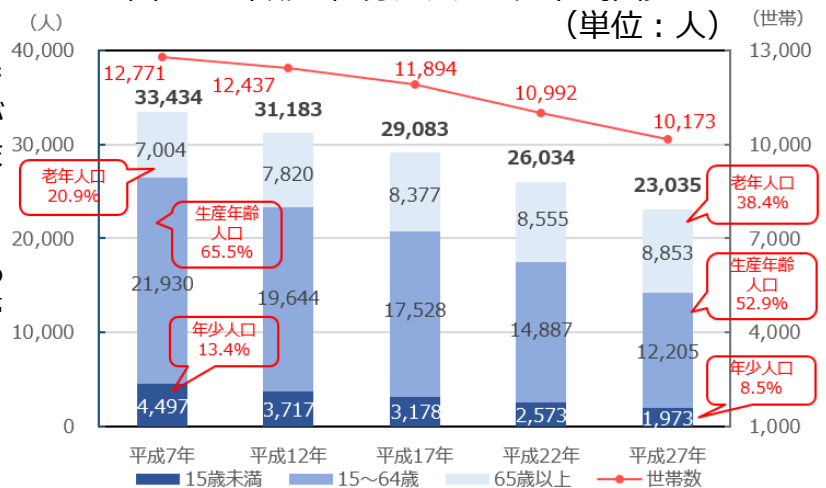
5. 現状と課題

i. 人口と世帯数

本市の人口は、平成7年の国勢調査で33,434人となっていました。減少傾向が続き、平成27年には23,035人となっています。（平成7年比▲10,399人、▲31.1%）

世帯数は、平成7年の12,771世帯から減少が続き、平成27年には、10,173世帯となっています（平成7年比▲2,598人、▲20.3%）。

図5-1 年齢3区分別人口と世帯の推移



ii. 移転後の住所地別転出者数

平成27年住民基本台帳人口移動報告によると、本市人口23,048人の3.3%にあたる760人が転出しています。

転出者の年齢を見ると、20～39歳が最も多く389人転出しており、転出者全体の51%の割合を占めています。

表5-1 移転後の住所別移転者数 (単位：人)

転出先としては、札幌市と岩見沢市が多く、札幌市は229人（全体の30.1%）、岩見沢市は135人（全体の17.7%）となっています。

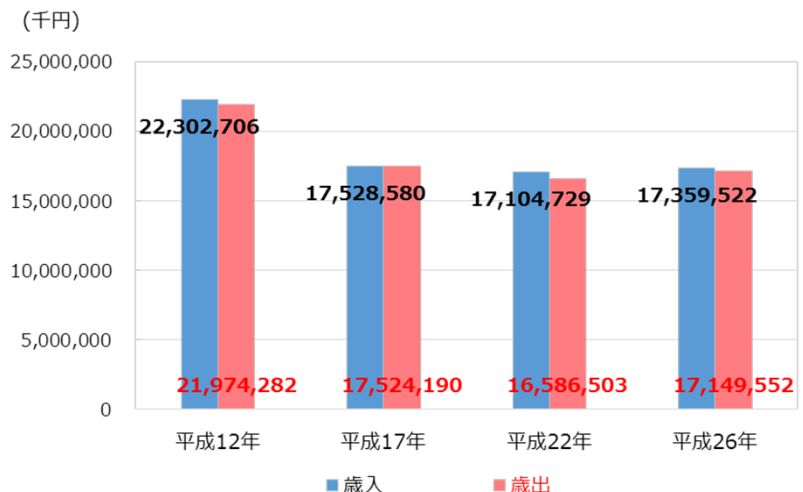
移転先 年齢	総数	札幌市	岩見沢市	旭川市	江別市	三笠市	千歳市	滝川市	恵庭市	砂川市	北広島市	市道内他	北海道外
総数	760	229	135	37	27	20	17	15	13	12	10	139	106
不詳	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0
60歳以上	111	37	21	10	6	3	0	0	0	0	3	21	10
50～59歳	55	17	9	4	2	1	1	2	2	0	2	10	5
40～49歳	81	16	26	6	0	0	5	2	3	4	0	9	10
30～39歳	133	41	20	5	9	3	3	1	2	1	3	30	15
20～29歳	256	85	35	9	7	10	4	7	3	4	1	42	49
10～19歳	70	18	12	1	1	2	3	3	2	1	1	13	13
0～9歳	50	15	12	2	2	1	1	0	1	2	0	10	4

iii. 財政

本市の財政状況を見ると、一般会計の歳入は、総額で平成12年度の約223億円から平成26年度の約174億円となっており、平成12年度歳入額の22.0%にあたる約49億円減少しています。

一方、歳出は、歳入総額の推移と同じ動きとなっており、平成12年度の約220億円から平成26年度の約171億円となっており、平成12年度歳出額の22.3%にあたる約49億円減少しています。

図5-2 一般会計の歳入・歳出の推移 (単位：千円)



iv. 公共施設の分布状況

本市内の公共施設は、全体で109施設存在します。

公共施設の分布状況を見ると、中央部生活圏や国道12号沿いに多く立地しています。

公営住宅は、市営住宅が139棟（1,040戸）、道営住宅が6棟（209戸）の計145棟（1,249戸）となっています。

市営住宅のうち、改良住宅が10棟（182戸）、特定公共賃貸住宅が1棟（12戸）となっています。

公営住宅の立地状況を見ると、141棟（1,225戸）が、中央部生活圏に立地しており、全体の97.2%を占めています。

図5-3 公共施設の分布状況

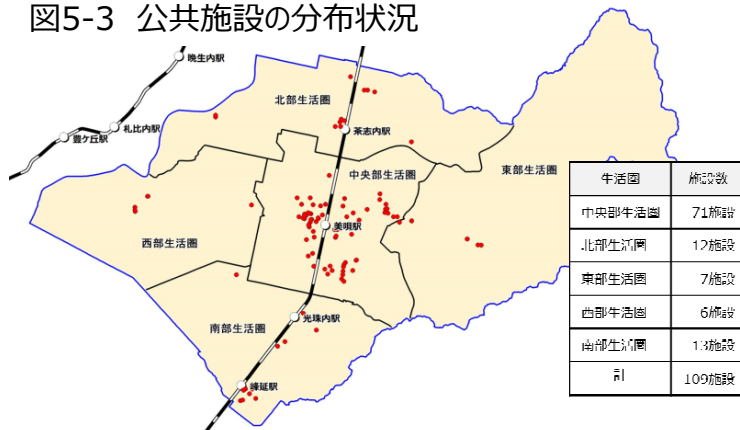


図5-4 公営住宅の分布状況



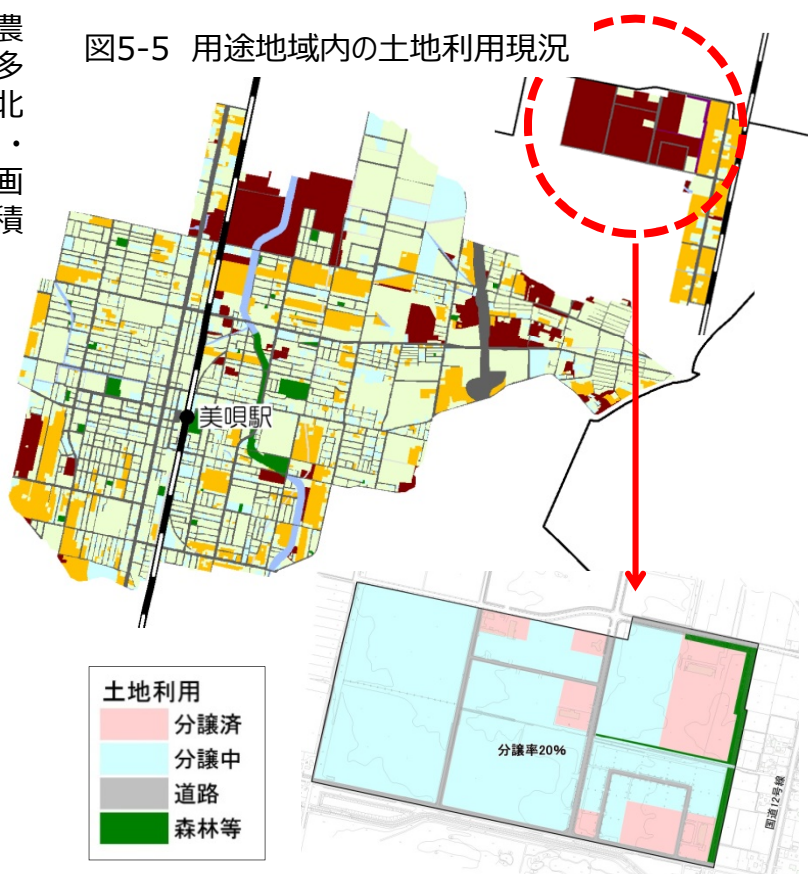
v. 都市計画区域について

本市の行政区域の面積は、27,769haです。

都市計画区域は、11,292ha（行政区域の40.7%）、用途地域は、987.0ha（行政区域の3.6%）です。用途地域は、昭和32年に約405.5haを決定して以来、時代の情勢と市街地の拡大に合わせ拡大変更、又は内部の変更を繰り返してきました。

用途地域内の土地利用の状況を見ると農地と原野が、25.9%を占めており、農地の多くは、用途地域の端部に分布しています。北部生活圏にある「そらち工業団地」（第2・3工区：本市内分）は、現在、28区画（約45.2ha）が分譲中で、分譲率（面積割合）は20%となっています。

図5-5 用途地域内の土地利用現況

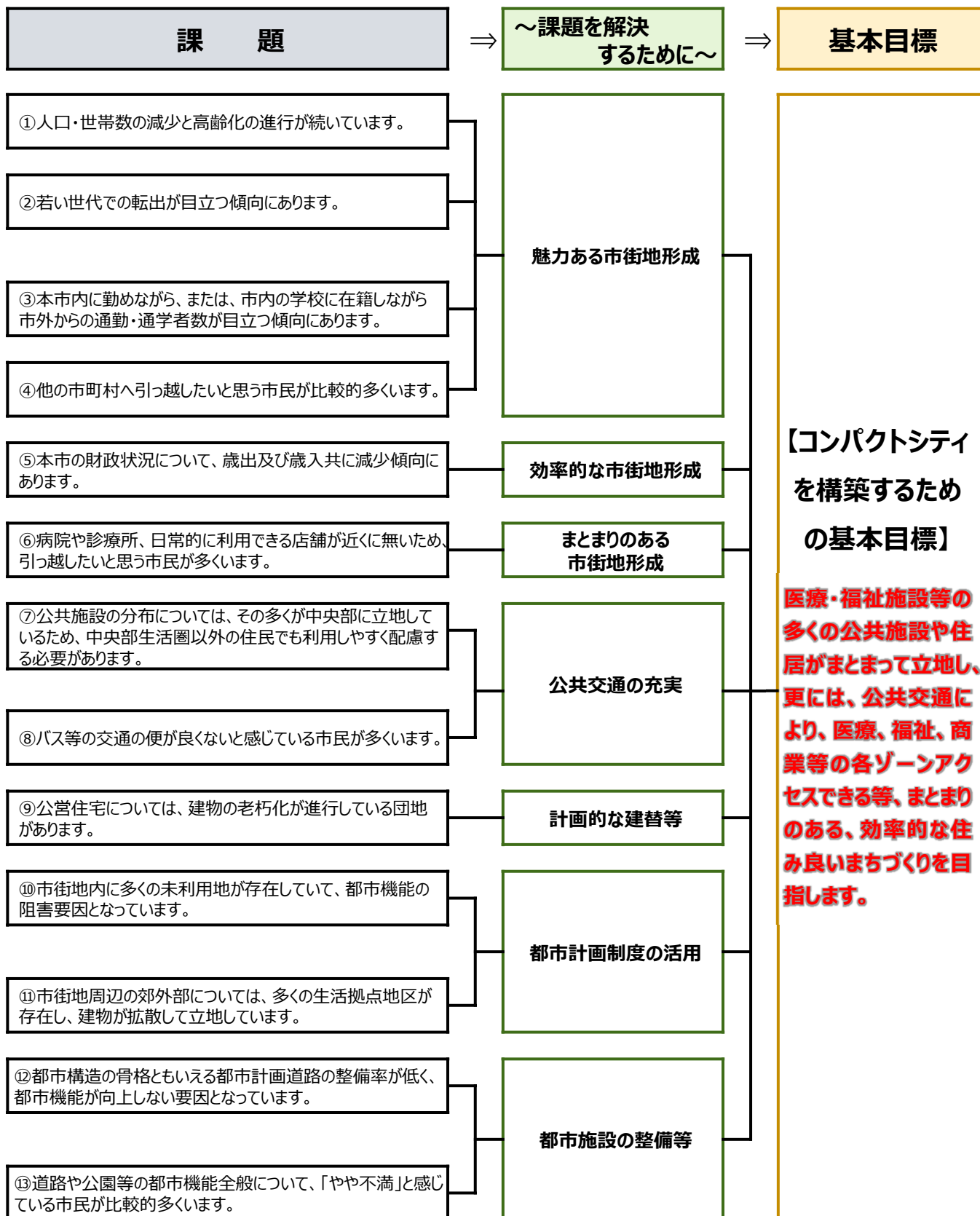


種類	面積 (ha)	構成比 (%)
建築敷地	435.7	44.2%
未利用宅地	85.3	8.6%
農地	132.2	13.4%
森林	2.0	0.2%
原野	122.8	12.5%
道路	160.1	16.2%
河川・湖沼	15.9	1.6%
公園	13.4	1.4%
その他	18.7	1.9%

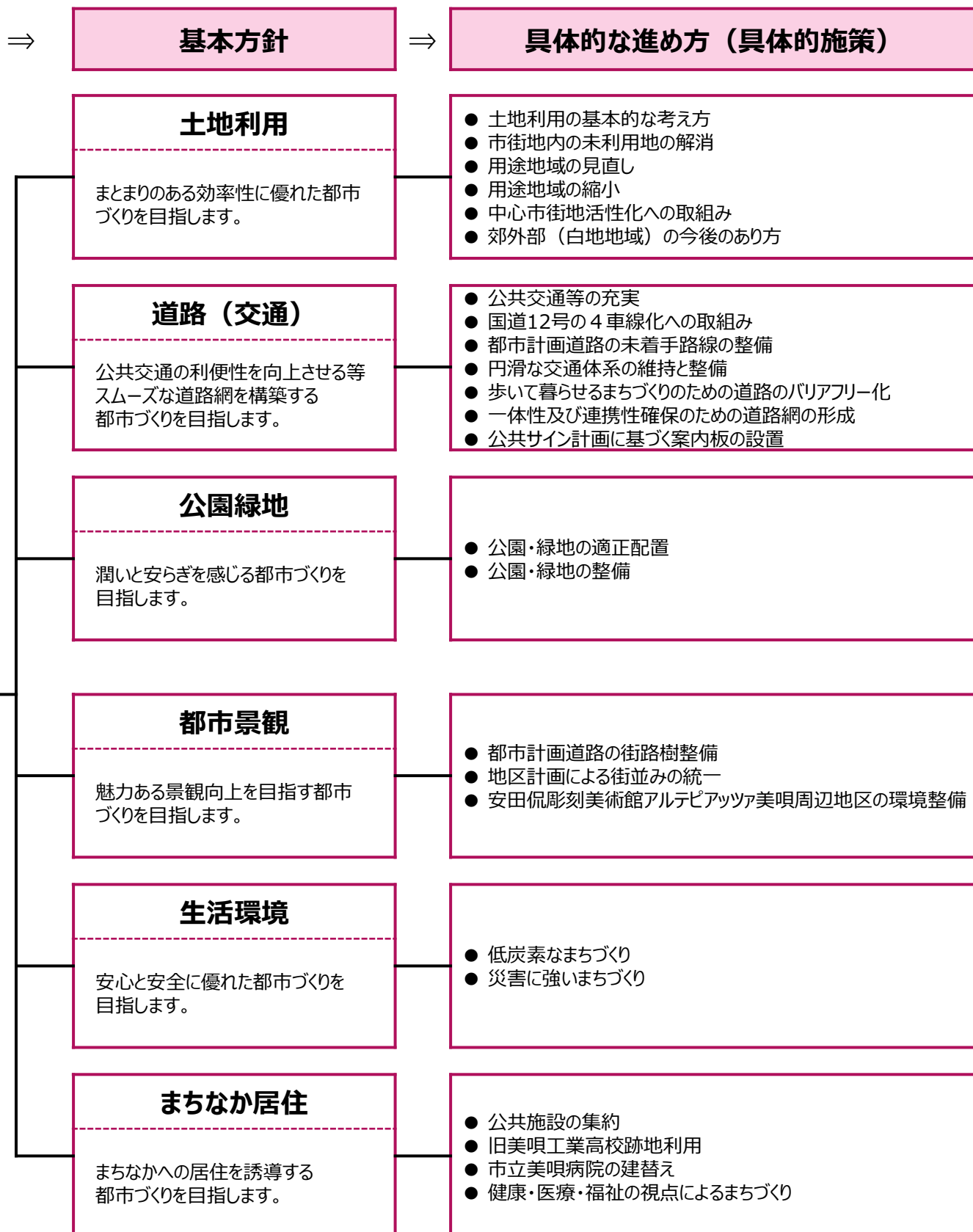
6. 基本方針と具体的な進め方

本市が抱える課題から、これら課題を解決するために必要なことを集約し、本構想の基本目標、基本方針を体系的に整理すると次の表のとおりとなります。

表6-1 本構想の基本方針の考えと具体的な進め方



※ ②・④・⑥・⑧・⑬については、定住促進への阻害要因となっています。



7. 土地利用 ～まとまりのある効率性に優れた都市づくりを目指します～

■土地利用の基本的な考え方

- ① 市街地（用途地域内）・・・内部充実型のコンパクトな土地利用を目指します。
- ② 市街地周辺地区（用途地域外）
 - 1）市街地周辺の生活拠点（既成集落地）・・・各集落地の環境特性を生かした土地利用を目指します。
 - 2）田園地域・・・良好な田園環境と田園風景の保全を目指します。
 - 3）森林地帯・・・森林環境の保全に努める土地利用を目指します。

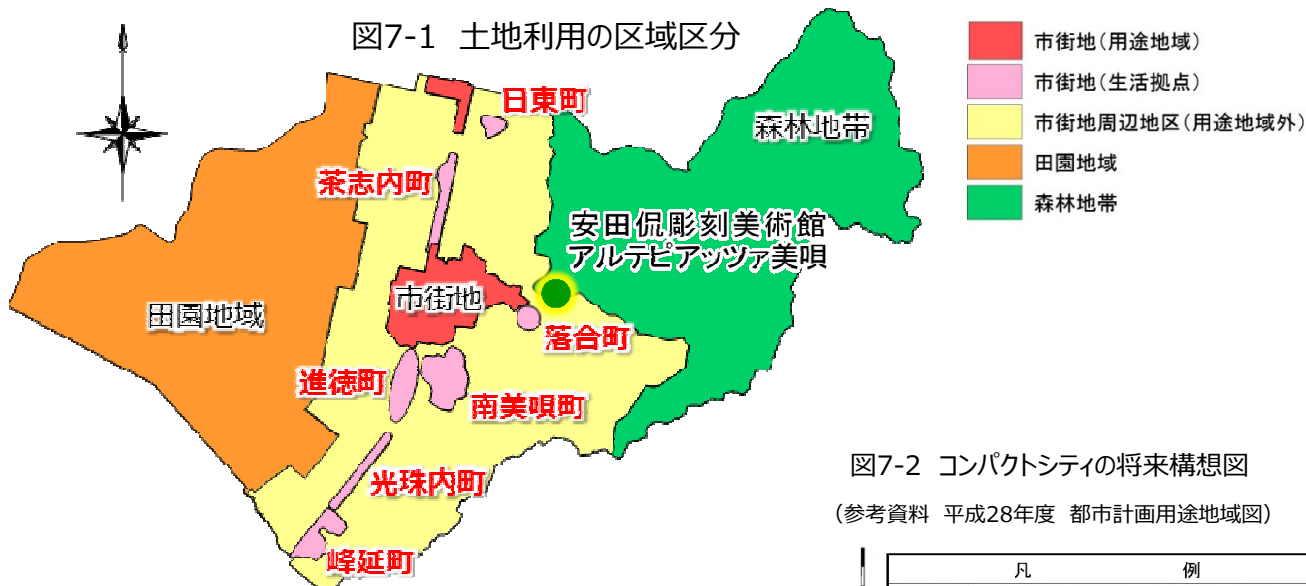


図7-2 コンパクトシティの将来構想図

（参考資料 平成28年度 都市計画用途地域図）

■用途地域の見直し

●条丁目地区の東南地域

居住人口が最も多い地域であること、住居特化が進行していることから、用途地域の一部で低層住居地域への用途変更を検討していきます。このことにより低層で良好な住環境をより多く確保していきます。

●条丁目地区の東北地域

工業系の用途地域を設定している関係から、市内での従業者数が最も多い地域となっています。

しかしながら、当該地域には、北海道所有のおよそ23haの大規模な未利用地が存在し土地利用上の課題となっています。

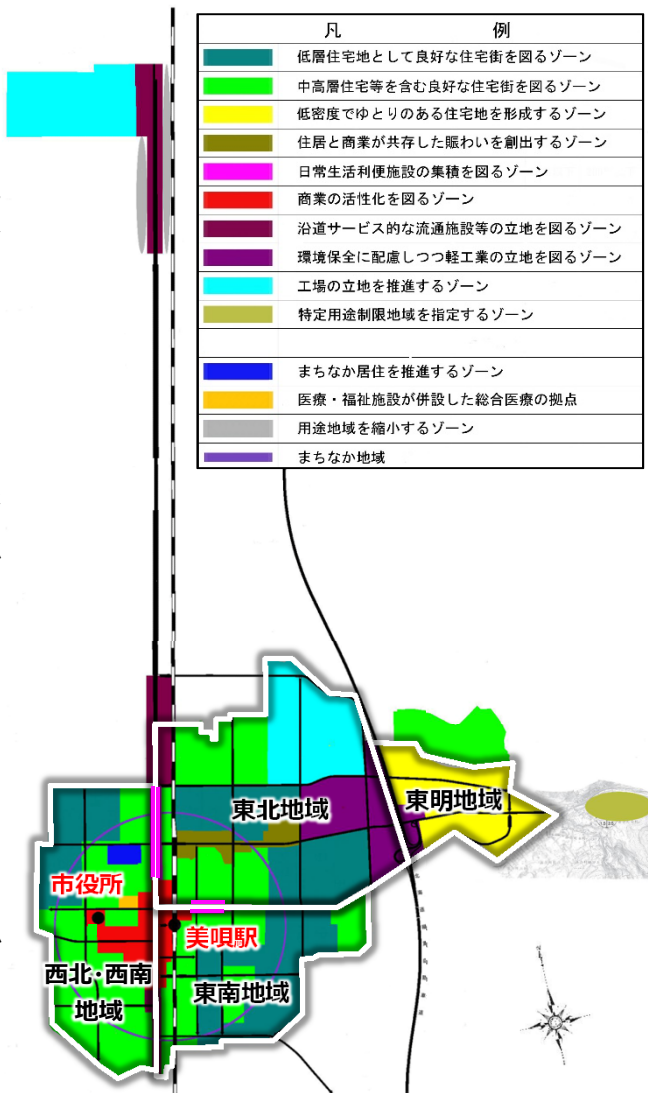
今後においては、当該地域に多くの工場や事務所が立地している利点を活かした土地利用を図るため、工業系用途に関連する店舗等が立地しやすくなるように配慮するなど、地域のニーズを勘案した用途地域の変更等を含めた適正な土地利用を推進していきます。

●条丁目地区の西北・西南地域

ほぼ宅地化が完了しているものの、一部の開発が進められない未利用地については、上記と同様に適正な土地利用を推進していきます。

●東明地域

この地域における最近の建築動向については、ほとんど見受けられず、今後においても同様に推移していくものと予想されます。よって、あえて当該地域の用途地域の変更を行う必要がないものと判断します。



■市街地内の未利用地の解消

本市の市街地内には、多くの未利用地が存在しています。これらの未利用地については、都市機能停滞をもたらす阻害要因となっていることから、今後については、用途地域の見直しや地区計画、特別用途地区等の都市計画的な手法を用いることにより、将来に向けて解消を図っていくことが重要であると考えられます。

■用途地域の縮小

8用途から12用途への都市計画変更した平成8年度から今日までおよそ20年が経過したにも係わらず、依然として宅地化されないまま農地等の状態で残っている区域が市街地内に見受けられ、今後においても、都市的な土地利用については、特に見込めないと判断されます。

よってこれらの土地のうち、長期間未利用地であり今後も開発動向が特に見込めず、都市的な土地利用が図れない区域に関しては、用途地域を白地地域に変更し、農業の維持と発展を図ることが可能な区域について、優良な農地として、その保全に努めていきます。

■中心市街地活性化への取組み

本市の国道12号沿線の中心市街地については、空き家、空き地が年々目立ち始め、賑わいが失われている現状にあります。

また、本市の商業施設の分布状況を見ると、市街地の東側にも多く存在してきており、西側に住む市民は、自家用車や公共交通を使用している人も増えている状況にあります。

そのような状況を踏まえると、中心市街地においても商業施設等の多くのサービスを集積することが重要であり、このことによって、より歩いて暮らせるまちづくりの実現を目指していきます。

その際の中心市街地対象区域内での商業系用途地域への変更や特別用途地区の設定等必要に応じた都市計画決定を実施していきます。

また、現在商工会議所で地域商店街の活性化に向けた新たな取組みを開始していますので、今後このような取組みとの連携を図ることも重要であると考えられます。

■郊外部(白地地域)の今後のあり方

●東側の森林地帯及び西側の田園地域

自然環境と自然景観を今後も同様に、保全していくための適正な容積率、建ぺい率の指定を検討します。

●茶志内町地区

国道12号の4車線化の影響により、人口減少がより進行した地区であるといえます。しかしながら今後においては、当面の間、ほぼこのままの街並みが維持されていくものと予想されます。

このような地区の事情を考慮した適正な容積率及び建ぺい率の指定を検討します。

●日東町、落合町、光珠内町地区

当該地区については、南美唄町や峰延町等の地区と比べると、小規模な街並みを形成している地区であります。これらの地区についても、当面の間は、若干の人口減少の傾向があるものの、このままの街並みが維持されていくものと予想されます。

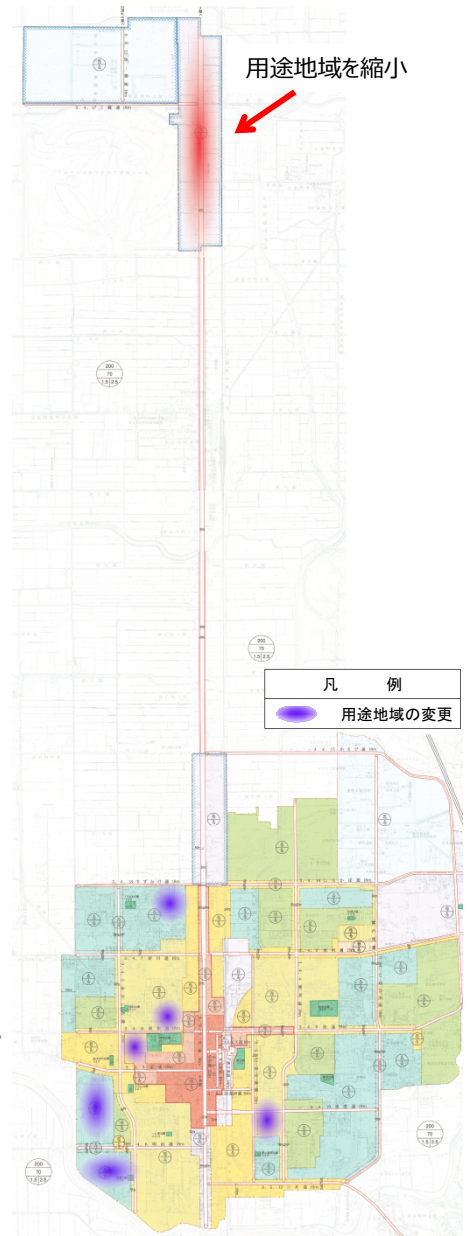
このような地区の事情を考慮した適正な容積率及び建ぺい率の指定を検討します。

●峰延町、南美唄町、進徳町地区

当該地区については、他の集落地よりも規模が大きく、また、学校や公営住宅等の公共施設も立地している地区です。人口については、いずれの地区も減少傾向にありますが、今後もこれまでと同等規模の街並みが維持されていくものと予想されます。

郊外にある集落地の中では、比較的混雑した街並みを形成している特徴を考慮した適正な容積率及び建ぺい率の指定を検討します。

図7-3 用途地域の変更箇所（案）



8. 道路

～公共交通の利便性を向上させる等スムーズな
道路網を構築する都市づくりを目指します～

■公共交通等の充実

市街地内においては、公共交通により各目的地への円滑な移動を確保していきます。
また、市街地とその周辺地区との連携については、スクールバスへの一般市民の混乗や乗合いタクシー等により、その移動を確保していきます。このことにより、市街地周辺地区への生活環境を守りながらも将来に向けた都市のコンパクト化を目指していきます。

図8-1 コンパクトシティ化に向けた近隣市町村及び各生活拠点とを結ぶ交通網図

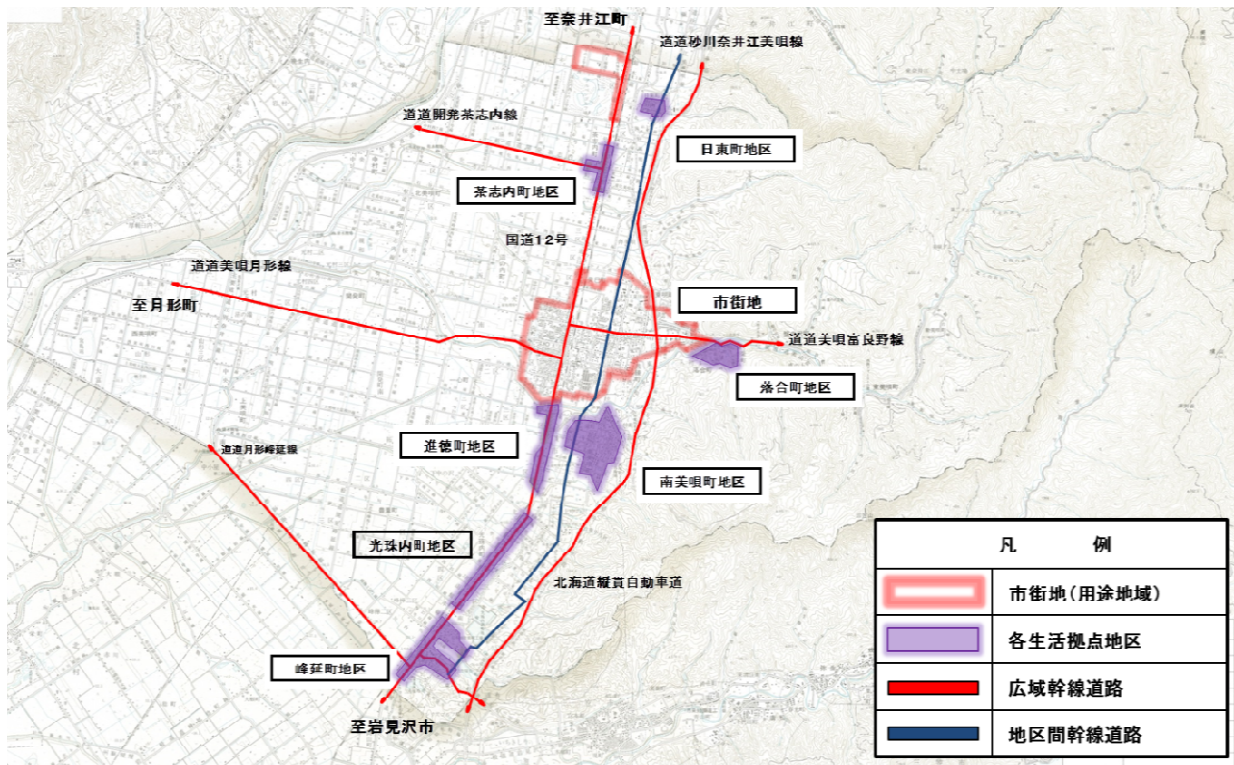
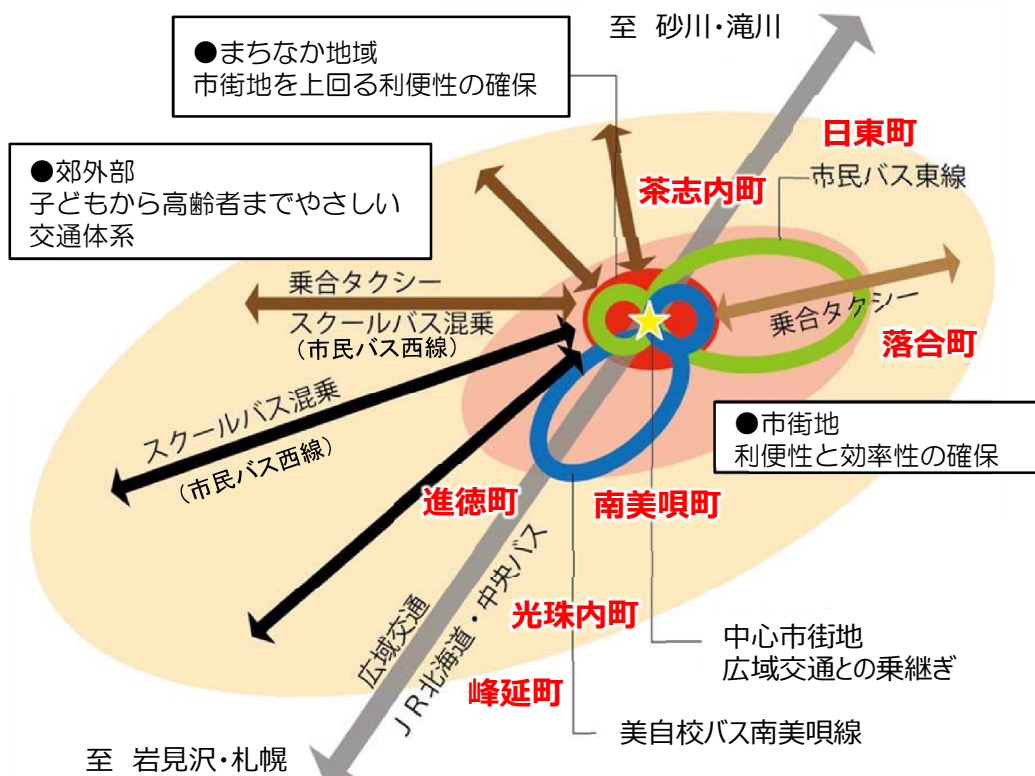


図8-2 公共交通の基本方針図



■国道12号の4車線化への取組み

本市の都市計画区域内には、道央圏と道北圏とを結ぶ国道12号が南北に縦貫しています。

現在、4車線化が進められているものの、これまでの交通量や混雑度、緊急車両の通行及び冬期間の渋滞による地域への悪影響等を勘案すると、更なる4車線化の全区間開通が必要であると判断されます。

交通混雑が解消されることにより、自動車交通による二酸化炭素排出量の抑制を図るとともに、多極ネットワーク型コンパクトシティを構築する観点からも、市街地と峰延町を結ぶ国道12号の4車線化の早期実現は、大変重要な取組みであるといえます。

■都市計画道路の未着手路線の整備

本市の都市計画道路については、全部で24路線の43,600mが計画決定されています。

しかしながら、その整備率は、いまだに57%程度に留まり、市街地内には、多くの未着手路線が存在している現状にあります。今後においては、都市的機能を向上させる意味からも、円滑で安全な道路交通網を構成し、日常生活における交通の利便性の整備を図ることが必要であると考えられます。

そのためには、地域公共交通網形成計画に基づく市街地路線バス基本方針図で示されているバス路線のうち、都市計画道路の未着手路線の整備に向けた検討を進めていきます。

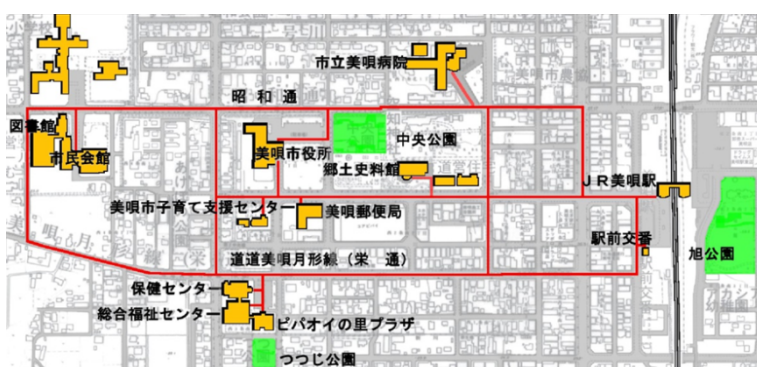
■円滑な交通体系の維持と整備

本市の市街地と市内各生活拠点地区、更には、近隣の市町とを結ぶ、広域及び地区間幹線道路については、都市のコンパクト化の実現に向け、円滑な交通体系を引続き維持向上していくことが重要であるため、これらの道路の機能向上と整備検討を進めていきます。

■歩いて暮らせるまちづくりのための道路のバリアフリー化

歩いて暮らせるまちづくりの実現に向け、特にまちなか区域においては、中心市街地を通り市立美唄病院、市民会館等を結ぶ軸線のバリアフリー化による歩行環境の整備を進めることにより、まち歩きが容易になるような空間形成を目指し、市街地中心部の回遊性を高めていきます。

図8-3 ユニバーサルデザイン歩行空間ネットワークのイメージ



■一体性及び連携性確保のための道路網の形成

本市の市街地は、JR函館本線により、大きく東西に2つに分断されている特徴があります。

現況調査の結果から、居住人口については、西側の居住人口6,329人に対し、東側については、10,608人とおよそ1.7倍の市民が東側に居住しています。

しかしながら、市役所等の主な公共施設の多くについては、西南部に配置されている現状にあり、こうした現状から、今後更なる東西に分断されている市街地の一体化を図る必要があると考えられます。そのためには、都市計画道路とJRとの立体交差を検討するばかりではなく、都市計画道路の踏切部分の歩道拡幅といった対応策を推進することが必要であると考えられます。

■公共サイン計画に基づく案内板の設置

本市においては、市外からの来訪者に対して、市内での安全で快適な交通を確保する目的で、公共サイン計画に基づき、JR美唄駅を中心とする市内観光案内板の設置や各公共施設及び「ゆ〜りん館」等の各観光施設への案内板を設置してきたところであります。

しかしながら、現時点において、例えば、国道12号からの「市役所」や「温水プール」、「総合体育館」等への案内板が無い等、この他にも各観光施設、公共施設への案内板の設置が依然として不足している現状にあります。

今後、更なる公共サインの充実を図ることによって、市外からの来訪者への適切な情報提供を行うことで、円滑な交通流動を図っていきます。

9. 公園緑地 ～潤いと安らぎを感じる都市づくりを目指します～

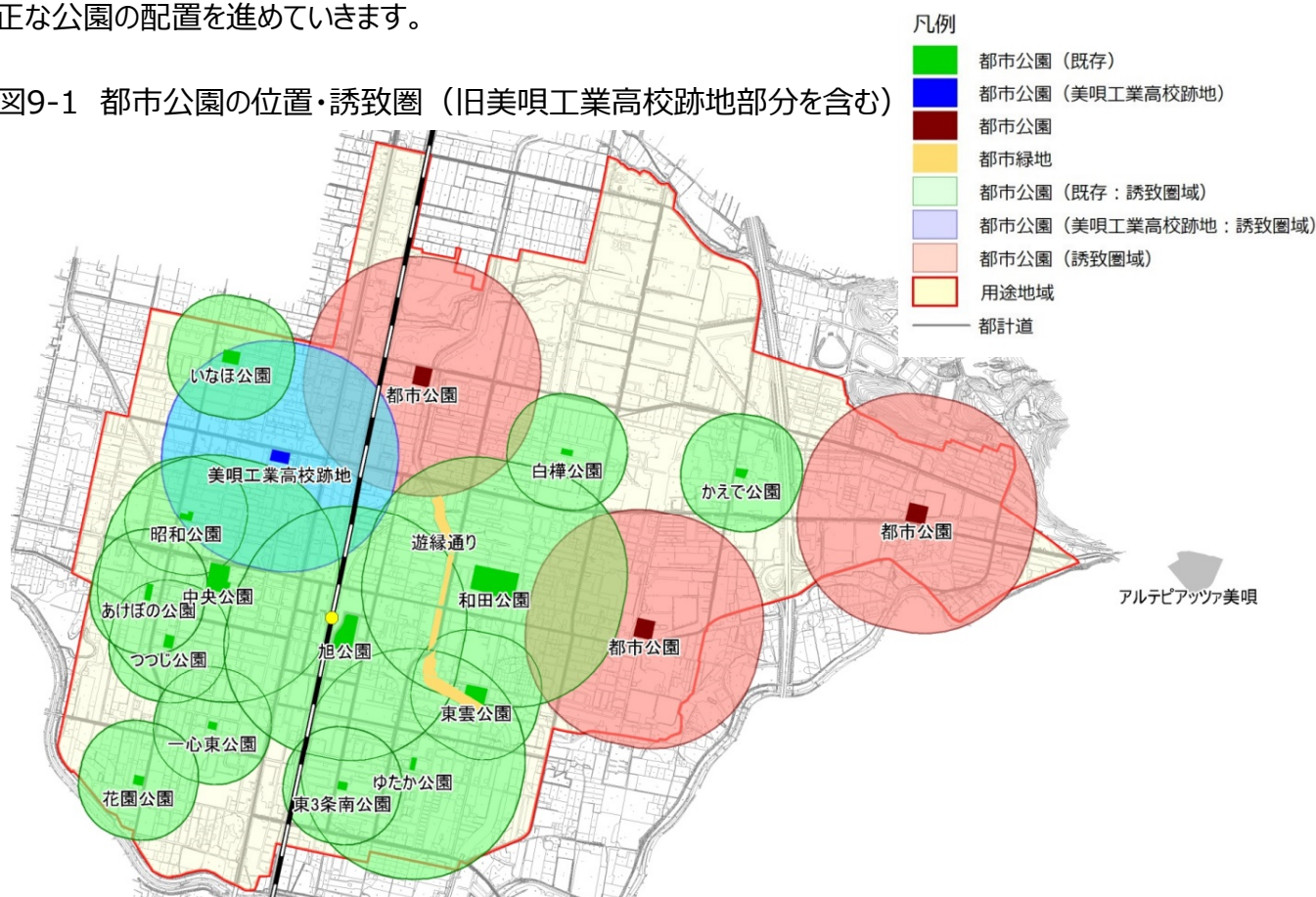
■公園・緑地の適正配置

公園・緑地については、環境保全、レクリエーション機能、防災、景観構成における機能が統合的に発揮できるように配置し、水と緑のネットワークを形成していきます。

また、アンケート調査の結果から、「公園の配置」については、「やや不満」との意見が多く、都市計画マスタープランにおいてもその配置には偏りが見られることを指摘しています。

よって、このことを解消する取組みの一例として、本構想が推進するまちなか区域の旧美唄工業高校跡地に公園を配置し、都市計画公園の中央公園神社用地の都市計画決定部分を廃止することにより、適正な公園の配置を進めていきます。

図9-1 都市公園の位置・誘致圏（旧美唄工業高校跡地部分を含む）



■公園・緑地の整備

市街地に緑を増やすため、公園、緑地、広場のリニューアル等整備充実に努め、水と緑のネットワーク形成を図っていきます。

また、近年の地球温暖化等環境意識の高まりや緑を取り巻く社会情勢が変化する中で、心の豊かさやゆとり等の面から緑の有する役割の重要性が大変大きくなってきているといえます。更に、自然環境・都市環境に対する意識や自然とのふれあいという観点から環境保全、防災、レクリエーション、景観形成等の持つ機能を活用し、自然と共生する緑豊かで潤いのあるまちづくりを進める必要があります。

よって、本市における緑を今後どのようにして守り、育て、親しむのかを明らかにし、緑豊かで潤いのあるまちづくりを推進していくため、緑化推進計画の適正な見直しを実施していきます。

10. 都市景観 ～魅力ある景観向上を目指す都市づくりを目指します～

■都市計画道路の街路樹整備

都市計画道路の街路樹整備については、今後もその維持管理をより充実して行い、緑のネットワーク形成に取り組んでいきます。街路樹が、道路空間と一体となることで、歩行者への安全や快適性を確保し、歩いて暮らせるまちづくりをより誘導していきます。

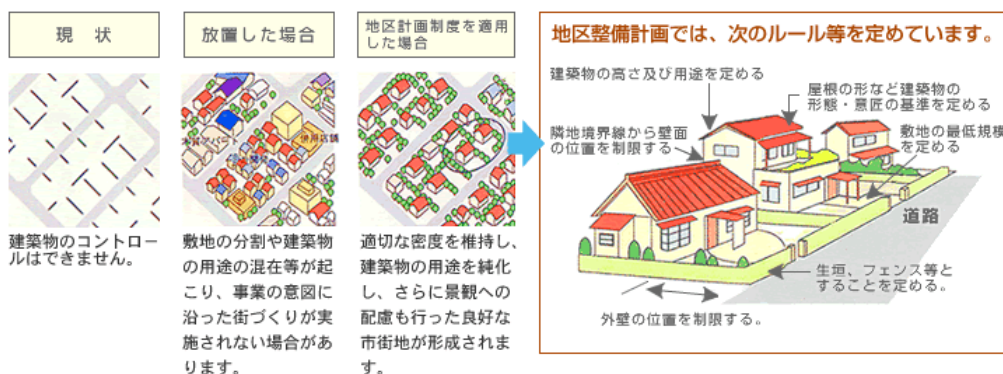
■地区計画による街並みの統一

本市の北海道せき損センターの東側に隣接している未利用地（市有地）については、今後、開発行為等による住宅団地造成を計画する際に、建物の形状や外壁の色合いの統一を図る等、統一性の図られた魅力ある団地造成を形成するために、地区計画制度の導入を検討します。

当該地区については、病院に隣接している他、近くには都市計画公園（東雲公園）があり、更には、当該地区も含めその周辺地域については、第1種低層住居専用地域に指定され、既に良好な住環境が形成されています。

このような諸条件から考慮しても、当該地区が将来の住宅地として、最も適した地区になると判断されます。民間の開発事業者への協力を求める等、官民一体となった取組みを検討していきます。

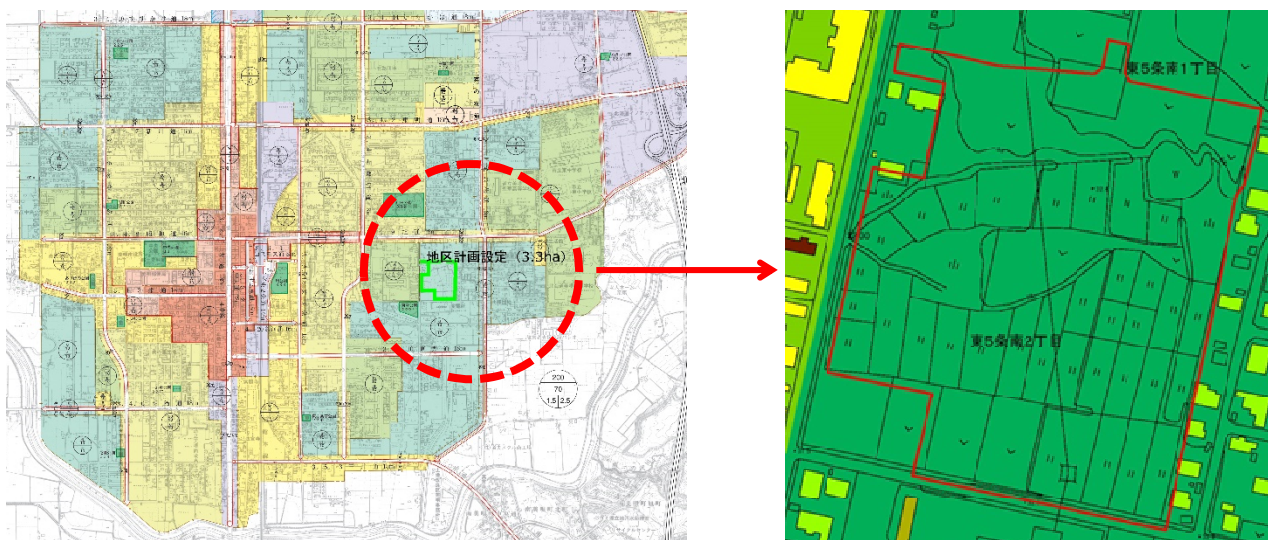
図10-1 地区計画について



資料：沖縄県糸満市HP

(<http://shiozaki.city.itoman.okinawa.jp/tochikaihatsukousya/district/index.html>)

図10-2 北海道せき損センターの東側に隣接している未利用地（市有地）



■安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄周辺地区の環境整備

アルテピアッツァ美唄の周辺地区については、かつての炭鉱が栄えた頃の面影を今なお残して、それを感じ取ることのできる街並みを形成しています。こうした周辺環境と芸術文化を通じた交流の拠点であるアルテピアッツァ美唄との一体となった環境を今後も維持していくため、特定用途制限地域の指定の検討を行います。

■ 公共施設の集約

市立美唄病院をはじめ旧美唄工業高校跡地に建設予定の公営住宅、更には、既存施設である市役所、消防署、郷土史料館、温水プールといった公共施設の多くがJR美唄駅を中心とするまちなかに集約されることになります。

また、老朽化した市民会館についても今後、建替えも含め「まちなか」に配置されることが重要であるといえます。

こうしたことにより、生活への利便性が一層向上していくこととなります。

更には、これらの公共施設の他にも各種の都市機能をまちなか区域に集約させ、この区域内における居住性の向上を目指していきます。

■ 旧美唄工業高校跡地利用

住生活基本計画に基づき、市内各地に点在している老朽化した公営住宅のいなほ団地、進徳東団地、南美唄団地の3団地については、旧美唄工業高校跡地に集約し、更には、防災センターについても当該敷地内への立地を推進します。また、公営住宅及び防災センター以外の未利用地については、都市計画公園とします。当該敷地には、既に体育センターが立地しているので、この地域における居住、スポーツ、安らぎ、憩いといったことによる多くの賑わいを創出していきます。

■ 市立美唄病院の建替え

市立美唄病院については、保健センター及び地域包括支援センターを併設した建替えが現在の敷地で実施される予定となっています。

まちなか区域に立地予定であり、そのことが歩いて暮らせるまちづくりを推進する取組みであることや市民アンケートの結果から将来の生活環境には、「病院や診療所が近くにあることが重要」との意見が上位を占めているため、当該区域での建替えが将来に向けても必要であると考えられます。

■ 健康・医療・福祉の視点によるまちづくり

多くの市民が自立的に、また、必要に応じて地域の支援を得て、より活動的に暮らせるまちづくりを目指すために、以下の都市的な取組みが必要であると考えられます。

- ① 住民の健康意識を高め、運動習慣を身につけるための「まち歩きを促す歩行空間の形成」に努め、更には、その仕組みづくりの検討を進めます。
- ② 公共交通の利用環境を高めます。

13. 立地適正化計画への取組み

J R美唄駅を中心とした半径1 kmの「まちなか区域」には、今後多くの公共施設が集約化されていくことになります。

しかしながら、「美唄市人口ビジョン」の中で、本市における人口が、西暦2040年（平成52年）には、13,518人となることを推計しています。

こうした将来の人口減少を考慮すると、本構想に基づいた更なるコンパクトシティを目指した都市機能の凝縮を図るべく取組みが必要となってくる可能性があります。

このためには、国土交通省が平成26年に新たに創設した都市のコンパクト化について提案している「立地適正化計画」の策定を今後速やかに進めていきます。

〒072-8660

北海道美唄市西3条南1丁目1番1号
美唄市都市整備部都市建築住宅課

E-Mail toshikeikaku@city.bibai.lg.jp

TEL 0126-62-3131

FAX 0126-62-1088

開庁時間 8時45分～17時15分(土日祝・年末年始休み)

